

美浜町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成28年4月1日

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とし、美浜町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金(以下「補助金」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、かつ、放流水のBOD20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するものをいう。
- (2) 補助対象合併処理浄化槽 前号の合併処理浄化槽のうち、次のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 別表1に定める環境配慮型浄化槽であること。
 - イ 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」(平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に適合すること。
 - ウ 前号の処理能力に加え、さらに総窒素濃度が20mg/l(日間平均値)以下又は総磷濃度1mg/l(日間平均値)以下の能力を有する浄化槽であること。
- (3) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (4) くみ取便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にくみ取って処分する方式の便槽(泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取処分する方式の便槽を含む。ただし移動可能な仮設用トイレについては対象としない。)をいう。
- (5) 新設 新たに合併処理浄化槽を設置することをいう。
- (6) 転換 現に、既存の建物から排出するし尿を処理している既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と生活雑排水の処理を合併処理浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築(建築確認申請を伴う新築・増築・

建替えを含まない)に伴い、同一敷地内の既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置することをいう。

(7) 撤去 転換のうち既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽を撤去することをいう。

(8) 配管工事 し尿及び生活雑排水を浄化槽本体に流入させるために、又は浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管の工事(放流ポンプ槽及び柵を含む。)をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付の対象となる地域(以下「補助対象地域」という。)は、美浜緑苑及び大字小野浦(農業集落排水事業処理区)を除く町内全域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 補助対象地域において、新規に自らの居住の用に供する建物に補助対象合併処理浄化槽を設置する者

(2) 補助対象地域において、転換により自らの居住の用に供する建物に補助対象合併処理浄化槽を設置する者

(3) 補助対象地域において、建売の住宅(以下「建売住宅」という。)を購入する者で、当該建売住宅に補助対象合併処理浄化槽を設置しようとする者

(4) 補助対象地域において、補助対象合併処理浄化槽が設置された建売住宅(第8条の規定による届出をした者に限る。)を購入しようとする者

(5) 補助対象地域において、共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という。)第2条第4項に規定する共用部分をいう。)に補助対象合併処理浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専用部分(区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう。)の区分所有者(区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)に対し、当該合併処理浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項の設置の届出の審査を受けずに合併処理浄化槽を設置する者

(2) 同一敷地内のし尿(くみ取便槽を除く。)及び生活雑排水の全てを合併処理浄化槽へ

接続しない者

- (3) 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- (4) 建売住宅を建築又は改築する者(以下「建売業者」という。)で、販売目的で当該建売住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者
- (5) 合併処理浄化槽、集中処理浄化槽又は農業集落排水を使用していた住宅から建替え、転居等により合併処理浄化槽を設置する者。ただし、転入する場合若しくは、集合住宅等から転居する場合又は合併処理浄化槽、集中処理浄化槽若しくは農業集落排水を使用している世帯から世帯の一部が分家等により世帯分離して合併処理浄化槽を設置する場合を除く。
- (6) 市町村税の滞納がある者
- (7) 公共事業の実施に伴う移転補償金により合併処理浄化槽を設置する者
- (8) 他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金の交付を受けようとする者
- (9) 対象となる浄化槽が、居住のためではなく、会社、工場、店舗、貸家、その他事業のためのものとして設置する者
- (10) その他町長が補助金の交付を不相当と認めた者

第5条 削除

(建売住宅に係る合併処理浄化槽の設置の届出)

第6条 建売業者は、自己が建築又は改築する建売住宅に補助対象合併処理浄化槽を設置する場合において、当該建売住宅を購入する者を第4条第1項第4号に規定する補助対象者としようとするときは、補助対象合併処理浄化槽の設置工事(以下「浄化槽設置工事」という。)に着手しようとする前に、補助対象浄化槽設置届(様式第1)に次に掲げる書類を添付してあらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書(し尿浄化槽調書添付)の写し
- (2) 設置場所の案内図(都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記)
- (3) 配置図及び配管図(排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)
- (4) 工事見積書(工事の内訳が明記されているもの)
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録票

(8) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年以前に資格を取得した者)の写し

(補助対象工事費及び補助金の額)

第7条 補助金の対象となる工事費(以下「補助対象工事費」という。)及び補助金の限度額(以下「補助限度額」という。)は、別表2のとおりとする。

2 補助対象工事費の額が別表2に定める補助限度額を超える場合は、当該補助限度額を補助金の額とする。また、補助対象工事費が補助限度額以下であれば当該工事費を補助金の額とする。(限度額は工事費用の総額ではなく、各工事費用の個々の補助限度額とする)

3 前項に規定する補助限度額の人槽の判定は、設置しようとする補助対象合併処理浄化槽の人槽が、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS—A—3302—2000)」表(以下「算定表」という。)による算定基準を上回る場合は、算定表で算定した基準の人槽によるものとする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者が第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する場合は、浄化槽設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第2)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第6条に係る届出をしたときは、浄化槽工事着手後の申請とし、第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号、及び第8号について省略ができるものとする。

(1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書(し尿浄化槽調書添付)の写し

(2) 設置場所の案内図(都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記)

(3) 配置図及び配管図(排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)

(4) 工事見積書(工事の内訳が明記されているもの)

(5) 工事請負契約書の写し又は建売の場合は建売業者との売買契約書の写し

(6) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し

(7) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録票

(8) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年以前に資格を取得した者)の写し

(9) 市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類(申請時以前か

ら美浜町在住であり、町において町税の納付状況が確認でき、町職員がそのことについて調査することに同意した者は不要)

(10) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

(11) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者が第4条第1項第2号に規定する場合は、浄化槽設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第3)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽であることがわかる証拠書類(浄化槽保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し等)

(2) 設置場所の案内図(都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記)

(3) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の配置図及び配管図(転換前の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)

(4) 補助対象合併処理浄化槽の配置図及び配管図(転換後の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する)

(5) 審査機関に提出後10日以上経過した浄化槽設置届出書の写し

(6) 工事見積書(工事の内訳が明記されているもの)

(7) 工事請負契約書の写し

(8) 構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し

(9) 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録票

(10) 浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書(昭和62年以前に資格を取得した者)の写し

(11) 市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類(申請時以前から美浜町在住であり、町において町税の納付状況が確認でき、町職員がそのことについて調査することに同意した者は不要)

(12) 住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

(13) その他町長が必要と認める書類

3 前項による申請をする者で、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げることがわかるように書類を作成すること。

(1) 工事見積書について、浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての各工事の

内訳がわかるようにすること。

- (2) 配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水樹の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること。
- (3) くみ取便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合、その理由書を添付すること。またくみ取式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること。

(交付決定等)

第9条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、当該年度の予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者(以下「補助対象者」という。)に対しては、補助金交付決定通知書(様式第4)により、補助金を交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書(様式第5)により、それぞれ通知する。

(変更承認申請書等)

第10条 補助対象者は、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更承認申請書(様式第6)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定するとともに、その結果を補助事業変更承認書(様式第7)により、申請者に通知する。
- 3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(施工の確認)

第11条 町長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象合併処理浄化槽の設置の状況を必要に応じて現場において確認する。

(実績報告書)

第12条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は、当該年度の2月末までのいずれか早い日までに、実績報告書(様式第8)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該処理槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができるこ

とを証明する書類)

- (2) 浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類及び指定検査機関との契約書の写し
- (3) 浄化槽設置工事の施工写真
- (4) 浄化槽設備士が確認したチェックリスト
- (5) 浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (6) 浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 様式第3号による申請を行った補助対象者は、前項の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類のうち該当するものを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 既存単独処理浄化槽廃止届(愛知県受理済み)の写し
 - (2) 既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器の撤去工事の写真(施工前、施工中及び施工後)
 - (3) 配管工事の写真(施工前、施工中及び施工後)
 - (4) 既存単独処理浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器を適正に処理した証拠書類(マニフェスト)
- (交付額の確定)

第13条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助対象者に補助金交付額確定通知書(様式第9)により通知する。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受領した補助対象者は、補助金交付請求書(様式第10)を町長に提出しなければならない。町長は補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取消)

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付を取り消した場合に、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

2 町長は、補助金を支払った後で、法第7条及び第11条で定める浄化槽の法定検査を行っていない補助金受給者に、補助金の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第17条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る補助金の受領日から返納通知日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。ただし、町長がやむ得ない事情があると認めるときは、加算金及び延滞金の一部又は全部を免除することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、別に町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月1日要綱)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日要綱)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日要綱)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為についての不服申立てであってこの要綱に施行前にされた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月1日要綱)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日要綱)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日要綱)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日要綱)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日要綱)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日要綱)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第2条関係)

環境配慮型浄化槽とは、以下の消費電力基準を満たす浄化槽とする。

人槽(人)	通常型	BOD10mg/以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n(10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

この基準以下の消費電力とすること。

別表2(第7条関係)

(1) 新規による設置

人槽区分	限度額
5人槽	166,000円
6~7人槽	207,000円
8~10人槽	274,000円

(2) 転換による設置

人槽区分	限度額
5人槽	360,000円

6～7人槽	462,000円
8～10人槽	585,000円

(3) 既存単独処理浄化槽の転換による撤去

1式あたり	150,000円
-------	----------

(4) くみ取便槽の転換による撤去

1式あたり	120,000円
-------	----------

備考 くみ取便槽の撤去は一部撤去であっても補助対象とする。また、くみ取式トイレの便器を撤去する経費も撤去工事費に含めることができる。

(5) 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の転換による配管工事

1式あたり	330,000円
-------	----------